



南企監第9号

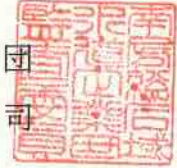
令和元年6月25日

南房総広域水道企業団

企業長 太田 洋 様

南房総広域水道企業団

監査委員 内田 正司



平成30年度南房総広域水道企業団水道用水供給事業会計  
経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された平成30年度南房総広域水道企業団水道用水供給事業会計の資金不足比率等について審査をしたので、その結果について別添のとおり意見書を提出します。



# 平成 30 年度南房総広域水道企業団水道用水供給事業会計 決算審査意見書

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された平成 30 年度南房総広域水道企業団水道用水供給事業会計決算審査の結果等は、下記のとおりである。

## 記

### 1 審査の期日

令和元年 6 月 25 日（火）

### 2 審査の概要

審査に当たっては、地方公営企業法第 30 条及び同施行令第 23 条の規定により作成された決算書類及びその付属書類が適法に作成されかつ計数は会計帳簿、証拠書類等と符合して正確であるか、財産の管理状況は適正であるかを検証し、またその執行が地方公営企業法第 3 条（地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。）の規定の本旨に沿って適切に行われているか等を、関係職員の説明を聴取し、財政運営が適正かつ効率的に行われているかどうかを審査した。

### 3 審査の結果及び意見

審査に付された決算書類は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

また、事業の運営及び予算の執行に当たっては、経営の基本原則及び予算議決の趣旨に沿って、適正に行われているものと認められた。

なお、今後とも、安全な水道用水を安定的に供給するため、コスト意識の徹底と事業執行の一層の効率化によって、経営の健全化及び財政基盤の強化に努められたい。